令和6年度羽曳野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

下記のとおり令和6年度羽曳野市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することにつき、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 当年度未処分利益剰余金 2,312,323,604 円

2 利益剰余金処分額 984,943,699 円

(1) 減債積立金 12,500,000円

(2) 建設改良積立金 166,000,000円

(3) 資本金 806,443,699 円

3 翌年度繰越利益剰余金 1,327,379,905円

令和7年10月7日 提出

羽曳野市長 山入端 創